

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料について、夫自身の保険料と一緒に3か月ごとに夫に納付してもらっていたと記憶している。

申立期間②の国民年金保険料についても同様に夫が納付しており、これまで申立期間①及び②の保険料が未納であるとの指摘を受けたことは一度も無かった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は共に3か月と短期間であり、申立人は、それぞれの期間の前後の期間について国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和44年5月頃に払い出されたものと推認できるところ、申立人は、当該払出時点から60歳到達までの国民年金加入期間について、申立期間以外の国民年金保険料が全て納付済みとなっており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

さらに、オンライン記録により、申立期間①の直前の昭和44年10月から同年12月までの期間について、平成21年5月14日付けで未納から納付済みに記録訂正されていることが確認できるなど、行政における記録の管理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は、申立期間①当時、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に3か月ごとに納付していた。

その頃、A市役所は建物が工事中であったため、仮事務所となっていた同市役所筋向かいの公会堂で保険料を納付していた。

申立期間②の国民年金保険料についてもB市役所で納付しており、これまで申立期間①及び②の保険料が未納であるとの指摘を受けたことは一度も無かった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は共に3か月と短期間であり、申立人は、それぞれの期間の前後の期間について国民年金保険料を納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和44年5月頃に払い出されたものと推認できるところ、申立人は、当該払出時点から60歳到達までの国民年金加入期間について、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付済みであり、申立人の保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたところ、オンライン記録、B市及びC町（現在は、D市）の国民年金被保険者名簿により、一部期間を除き同一日に夫婦の保険料を納付していることが確認できる上、オンライン記録により、申立人の妻について申立期間①直前

の昭和 44 年 10 月から同年 12 月までの期間について、平成 21 年 5 月 14 日付けで未納から納付済みに記録訂正されていることが確認できるなど、行政における記録の管理が適切に行われていなかった状況が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月
② 昭和55年3月
③ 昭和57年4月から58年5月まで

申立期間①及び②については、国民年金と共済組合との切替手続の際の未加入期間となっているが、年金事務所から国民年金保険料を還付した旨の説明を受けたため、納得できないので調査してほしい。

また、申立期間③については、A町（現在は、B町）役場の窓口で国民年金保険料を納付したと記憶しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、申立人が未納と認識している昭和56年10月から57年3月までの6か月を除き、国民年金保険料の未納が無いことから、申立人の保険料に対する納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、昭和48年度の国民年金保険料を前納したことを示す印紙検認印が押された国民年金手帳を所持しているところ、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、同年度の保険料のうち、昭和49年2月及び同年3月の保険料について、還付処理が行われたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間①は、被用者年金に加入していない期間であることから、本来、国民年金の強制加入対象期間であり、納付された国民年金保険料を還付した合理的な理由は見当たらないこと

から、保険料の納付済期間とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、当時のA町役場の窓口では、現年度の国民年金保険料のみ納付することが可能であり、過年度保険料は納付することができなかつたところ、申立人は、「A町役場の窓口で納付できる期間について、現金で納付した。同役場の窓口で納付できない期間については、社会保険事務所に行くように説明を受けたが、社会保険事務所には行かなかつたので、昭和56年10月から57年3月までの期間については納付していない。」と具体的に述べているところ、申立期間を除く申立人の国民年金保険料納付記録において、当該期間のほかに未納は無いことから、申立人の供述に信ぴょう性がうかがえる。

また、申立人がA町役場の窓口で納付したとする国民年金保険料額は、昭和57年度（昭和57年4月～58年3月まで）の保険料額におおむね一致する。

一方、申立人は、昭和58年4月及び同年5月の国民年金保険料の納付について具体的に記憶していない上、申立期間③前後の保険料納付日が確認できる期間について、申立人は、3か月、半年又は一年分の保険料をまとめて納付しており、国民年金から被用者年金に切替手続を行った都度、被用者年金に加入した月以後の保険料について還付を受けているが、同様に被用者年金に加入した同年6月について保険料が還付された状況がみられないことなどから判断すると、申立人が納付したとする保険料は、申立期間③のうち57年4月から58年3月までの一年分の保険料であったと考えるのが妥当である。

- 4 申立期間②について、申立人は、昭和55年3月16日付けで共済組合の組合員資格を喪失しているところ、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は、A町役場において同年4月1日付けで国民年金の再加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間②は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができず、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について還付した旨の説明を受けたとしているところ、オンライン記録及び申立人の特殊台帳によると、申立人は昭和55年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより、同年同月及び同年6月の国民年金保険料を同年9月に還付されていることが確認できることから、申立人が説明を受けたのは、当該期間の保険料についての還付であると考えられる。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年2月及び57年4月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和36年10月16日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月16日から37年1月1日まで
② 昭和60年8月25日から同年10月1日まで

申立期間①は、A社に昭和36年10月16日に正社員として入社したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が37年1月1日になっている。

申立期間②は、B社の従業員として、同社の取引先であり、同社の事業主の友人が経営するC社に出向していたが、申立期間②頃に同社に移籍している。両社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の入社日について、「昭和36年10月16日に入社した。私が入社した少し後に同僚が入社している。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、昭和36年10月の末頃に入社している。申立人は、私よりも1週間から2週間前に入社したと記憶している。」と具体的に供述しており、他の複数の同僚も、同様の供述をしていることから判断すると、申立人は、申立期間①について、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記申立人が名前を挙げた同僚は、「入社当初から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している上、申立期間①当時に経理事務を担当していた同僚も、「申立人は、昭和 36 年 10 月頃に入社しており、入社当初から厚生年金保険料を控除した。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 37 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿及びオンライン記録によれば、A 社は、昭和 37 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間①において適用事業所としての記録は無いが、商業・法人登記簿謄本によると、同社は、申立期間①において法人格を有していることが確認でき、また、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立期間①当時、同社は、常時 5 人以上の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法で定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本により、既に解散していることが確認できる上、申立期間①当時の同謄本が廃棄されており、当時の事業主が確認できないことから不明であるが、申立期間①において、同社は、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和 36 年 10 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、B 社及び C 社における複数の同僚の供述から判断すると、B 社から C 社に移籍した日は特定できないものの、申立人が申立期間②において、両社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本によると、B 社は既に解散していることが確認できるとともに、複数の同僚の供述から判断すると、C 社は既に事業を休止していると考えられる上、両社の当時の事業主は、いずれも既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、自身と同様に B 社及び C 社に継続して勤務していた同僚の名前を挙げているが、オンライン記録によると、当該同僚は、申立人と同様、昭和 60 年 8 月 25 日に B 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 10 月 1 日に C 社において同資格を取得していることが確認でき、

申立期間②における同保険の被保険者記録が無い。

さらに、事業所名簿及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、同社は、申立期間②中の昭和60年9月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時、同社において同保険の被保険者となっていた同僚11人のうち、事業主を除く10人全員が、申立人と同時期に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚10人のうち生存及び所在が確認できた6人に照会し、全員から回答が得られたところ、このうち3人は、「B社が事実上倒産し、健康保険及び厚生年金保険に加入できなくなったため、健康保険を任意継続する手続及び国民年金の加入手続を行った。」と具体的に供述しているとともに、同原票において、申立人及び複数の同僚が健康保険を任意継続していることが確認できる。

加えて、事業所名簿及びオンライン記録によると、C社は、昭和60年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間②当時は適用事業所でなかったことが確認できる上、同社に係る被保険者原票により、申立人と同様に、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚7人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、全員から回答が得られたところ、一人は、「C社の給与及び社会保険に関する事務を担当していた。同社が厚生年金保険の適用事業所になるための手続も私が行っており、適用事業所になる前の期間については、厚生年金保険料を控除していない。」と供述し、他の同僚二人も、「厚生年金保険の適用事業所になる前の期間は、厚生年金保険料を控除されていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年10月から6年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務している期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与明細書の支給額よりも低額になっている。

申立期間に係る給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成5年10月から6年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月は30万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出を行った。」と回答しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明ら

かでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和61年9月5日、同資格喪失日を62年4月22日とし、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月5日から62年4月22日まで

申立期間は、A社に営業員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、雇用保険の被保険者記録があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「当時の人事記録等の関係書類については、既に廃棄処分しており正確な回答はできないが、当社は全て正社員で月給者であり、厚生年金保険料が控除されていないということは考えられない。また、雇用保険のみに加入させるということではなく、必ず厚生年金保険等と一体で加入させていたはずである。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時、同社において厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚5人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）について、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、いずれの者も雇用保険に加入している期間は、厚生年金保険に加入しており、上述の事業主の回答と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は当時の関係書類が無いため不明であると回答しているが、当該事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年9月から62年3月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、昭和51年5月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、60年7月に国民年金の資格喪失を行った記憶が無いにもかかわらず、申立期間が未加入になっており、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年5月に国民年金に加入し、申立期間について、国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、「被保険者でなくなった日」が「昭和60年7月19日」と記載されており、これはA市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録の資格喪失日とも一致していることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、上記被保険者名簿及び申立人の夫名義のB銀行C支店預金口座の「普通預金口座別残高表」により、申立人は、申立期間直前の国民年金保険料を当該口座から口座振替により納付していることが確認できるが、申立期間の保険料については納付したことが確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をD郵便局で納付したとしているが、A市が郵便局による保険料の収納業務を開始したのは、平成5年4月であることから、申立人の主張と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年6月までの期間及び42年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年6月まで
② 昭和42年4月

昭和36年4月当時、自営業であったため、私の夫が、A市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。

私の夫が所持していた国民年金手帳の昭和36年度の検認印紙台紙が、切り取り部分に割印を押されて切り取られていることから、夫は最初、1年分の保険料を納付し、その後は納付書で3か月か半年ごとに納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和36年4月頃に、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が所持していた国民年金手帳の発行日に37年6月15日と記載されていること及び同手帳記号番号の前後の被保険者加入状況調査等により、37年6月頃に払い出されたものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、昭和36年度分の国民年金保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人の妻は、申立人が最初の1年分の保険料をA市役所の窓口で納付したとしており、同市では、過年度保険料の収納事務は、市役所で行っていなかったとしていることから、申立人が当該年度の保険料を過年度納付したものと考えるのは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳を確認したところ、昭和36年度の印紙検認

記録欄に検認印が無く、印紙検認台紙の間に割印が押され、印紙検認台紙が切り取られているが、これは、同手帳記号番号が払い出された時点で、既に印紙による納付ができないため、切り取られたものと推測され、保険料の納付があったことを示すものではない。

加えて、申立人の妻は、申立人が最初に1年分の国民年金保険料を納付し、その後は、納付書で納付したと主張しているが、申立期間当時のA市における保険料の収納方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し検認する印紙検認方式であり、同市が納付書による保険料の収納業務を開始したのは、昭和48年4月である上、申立人の同手帳の昭和36年度から40年度の印紙検認記録欄には、納付したことを示す検認印が無いことから、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したものととは考え難い。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年2月までの期間、40年2月から同年6月までの期間及び42年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年2月まで
② 昭和40年2月から同年6月まで
③ 昭和42年4月

昭和36年4月当時、自営業であったため、私の夫が、A市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。

私の夫が所持していた国民年金手帳の昭和36年度の検認印紙台紙が、切り取り部分に割印を押されて切り取られていることから、夫は最初、1年分の保険料を納付し、その後は納付書で3か月か半年ごとに納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和36年4月頃に、A市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人の夫と連番で払い出されているものの、申立人の夫が所持していた国民年金手帳に、発行日が37年6月15日と記載されていること及び同手帳記号番号の前後の被保険者加入状況調査等により、37年6月頃に払い出されたものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、昭和36年度分の国民年金保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人は、申立人の夫が、最初の1年分の保険料をA市役所の窓口で納付したとしており、同市では、過年度保険料の収納事務は、市役所で行っていなかったとしていることから、申立人の夫が当該年度の保険料を過年度納付したものととは考え難い。

さらに、申立人は、申立人の夫が最初に1年分を納付し、その後は、納付書で納付したと主張しているが、申立期間当時のA市における保険料の収納方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し検認する印紙検認方式であり、同市が納付書による保険料の収納業務を開始したのは昭和48年4月である上、申立人の夫の同手帳の昭和36年度から40年度の印紙検認記録欄には、納付したことを示す検認印が無いことから、申立人についても当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えることは困難である。

加えて、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月、同年10月及び同年12月から9年11月までの期間の国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月及び同年10月
② 平成元年12月から9年11月まで

私は、平成元年9月頃、A町役場で国民年金の再加入手続を行い、同時に付加年金に加入する手続も行った。

申立期間の国民年金保険料は納付書で納付していたが、保険料額に付加保険料が含まれているものと思っていた

申立期間の国民年金付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年9月頃、国民年金の再加入手続を行った際、同時に付加年金に加入する手続も行ったとしているが、i) オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿において、申立人が付加年金に加入した形跡は見当たらないこと、ii) A町の同名簿により、申立期間①及び②について、申立人が納付した国民年金保険料額は定額保険料のみの金額であり、当該保険料額に付加保険料が含まれていないことが確認できることから、申立人は、申立期間について付加年金に未加入であり、付加保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を収納していたA町が、合計98か月もの長期間にわたり申立人の納付記録を誤って記録していたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成13年4月1日から22年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち平成22年1月1日から同年5月1日までの期間、及び申立期間②については、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年7月から22年3月までの期間及び同年5月から23年7月までの期間において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月1日から22年5月1日まで
② 平成22年5月1日から23年9月1日まで

申立期間①及び②は、A社B本部及びA社にそれぞれ事務員として勤務していた。

当時の給与支給明細書で確認できる給与額よりも標準報酬月額が低額になっているので、申立期間①及び②について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る年金記録の訂正を求めているが、あつせん根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成13年4月1日から22年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間である

から、厚生年金特例法を、申立期間①のうち同年1月1日から同年5月1日までの期間及び申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成13年4月1日から22年1月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間について、申立人が所持する給与支給明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額よりも高額である期間が確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成22年1月1日から同年5月1日までの期間及び申立期間②については、申立人が所持する給与支給明細書によると、申立人は、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる21年7月から22年3月まで及び同年5月から23年7月までの期間において、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月 1 日から 46 年 1 月まで
② 昭和 48 年 7 月から 55 年 2 月まで

申立期間①は、昭和 43 年 5 月から 46 年 1 月まで A 社に勤務したが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 44 年 3 月 1 日になっている。

申立期間②は、B 社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 社には、厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和 44 年 3 月 1 日より後の 46 年 1 月まで勤務した。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A 社は、昭和 47 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本により、54 年 12 月 2 日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 7 人のうち、生存及び所在が確認できた二人（申立人が名前を挙げた同僚一人を含む。）は、いずれも「申立人と一緒に勤務したが、申立人が退職した時期までは覚えていない。」と供述しており、申立人の申立て

の事実を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、申立人は、A社を退職した時期について、「A社を退職した後、昭和46年の春にC市内に転居している。」と供述しているが、住民票により、申立人は、申立期間①中の昭和45年10月20日にC市民になっていることが確認できる。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA社における離職日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する昭和44年2月28日であることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「昭和48年7月から55年2月までB社に正社員として勤務し、同社又は同社の役員が所有する施設の管理、及び同社の事業主が使用する営業車を運転する業務に従事していた。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社は、昭和51年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本により、既に解散していることが確認できる上、当時の事業主から協力が得られないことから、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が、申立期間②当時の上司として名前を挙げた二人に照会したものの、両人から協力が得られない上、B社に係る被保険者原票により、申立期間②当時、厚生年金保険の加入記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた3人に照会し、二人から回答が得られたところ、このうち一人は、「雇用契約書の作成のほか、社会保険に関する各種届出書類の作成及び提出を担当していたが、申立人の名前に記憶が無い。また、B社は売買業務のみを行っており、施設の経営は行っていない上、同社は昭和50年の年末頃に事実上倒産し、従業員の給与も支払えなくなっているため、申立人がその後の55年頃まで勤務していたのであれば、同社の従業員だったとは考え難い。」と供述し、他の一人は、「経理事務に従事していたが、申立人を記憶していない。B社は、施設の経営は行っていなかった。同社が利用していた施設の管理は他の事業所が行っていたが、事業所名までは分からない。」と供述しており、申立人の申立ての事実を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、事業所名簿及びオンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたのは、昭和49年9月1日から51年1月1日までの期間であり、申立期間②のうち、48年7月から49年9月1日までの期間及び51年1月1日から55年2月までの期間は、同保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社に係る被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る申立内容について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 1 日から 51 年 9 月 1 日まで
A社の給与明細書で確認できる給与月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が相違する期間があるので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 46 年 6 月から同年 9 月までの期間、47 年 4 月から同年 9 月までの期間、48 年 5 月から 49 年 7 月までの期間、同年 9 月から 50 年 9 月までの期間及び 51 年 5 月から同年 8 月までの期間について、申立人が保管する給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 5 月までの期間、同年 10 月から 47 年 3 月までの期間、同年 10 月から 48 年 4 月までの期間、49 年 8 月、及び 50 年 10 月から 51 年 4 月までの期間について、上記明細書において確認できる報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額より低額又は同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4337

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 1 日から 15 年 12 月 31 日まで
年金事務所の記録によると、A社の代表取締役であった期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が遡って 9 万 8,000 円に引き下げられている。
遡及訂正される前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 15 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の 16 年 2 月 27 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、14 年 1 月から同年 6 月までの期間については 20 万円から 9 万 8,000 円に、同年 7 月から 15 年 8 月までの期間については 36 万円から 9 万 8,000 円に、同年 9 月から同年 11 月までの期間については 15 万円から 9 万 8,000 円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は、申立期間においてA社の代表取締役であったこと、ii) 申立人は、「平成 12 年頃から社会保険料を滞納しており、私が社会保険事務所（当時）と相談の上滞納額を分割納付していたが、当社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時点でも相当の滞納額が残っていた。」と供述していること、iii) 厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった時点の厚生年金保険の被保険者 4 人のうち申立人のみ標準報酬月額の遡及訂正がされており、申立人は、「社会保険の届出及び法人印の管理は自分が行っていた。」と供述していることを踏まえると、申立期間に係る標準報酬月額の訂正に係る届出について、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4338 (事案 3032 及び 4070 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 1 月 30 日まで

申立期間①については、A社B支店C営業所に勤務し、申立期間②については、D社(平仮名)に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、年金記録訂正の申立てを2回にわたって第三者委員会に行ったが、いずれも認められないとの通知をもらった。

その後、申立期間②の事業所に一緒に勤務していた当時の同僚3人の名前を思い出したので再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の従業務に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、申立人が、A社B支店C営業所で勤務していた状況がうかがわれるものの、i) 同社本社は、「当社では、社員は全員、採用と同時に厚生年金保険に加入させており、申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を保管している。申立人に係るこれらの届出書を確認したが、見当たらないことから、申立人が当社の社員として勤務していたとは考え難い。申立人が修業目的で当社に勤務したのであれば、当社の営業担当者と申立人の兄との間で個別に就労条件を取り決めた上での勤務であった可能性がある。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は既に死亡している上、残りの一人は、「申立人とは一緒に勤務したが、短い期間であり、その時期は覚えていない。また、申立人の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述していること、iii) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所に係る雇用保険の加入記録が無い上、申立期間①の一部において、申立事業所とは異

なる事業所で雇用保険に加入していること、iv) 当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人は申立期間①において当該事業所に勤務していたこと等を証言してくれる者として友人の名前を挙げ、当該友人に確認してほしいと主張していることから、当該友人に照会したところ、「私は申立人がA社に短期間勤めていたことは覚えているが、申立人の正確な勤務期間や厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と供述していること、ii) 申立人は、申立人の兄が経営していたE社に勤務していた時にその兄からF県で勉強してくるように言われ、A社に入社したと主張しているところ、その兄は既に死亡しており、供述を得ることができないことから、同社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人の姉に照会したところ、同人は、「私がE社に勤務していた時に申立人も同社に勤務していたこと、申立人が兄の指示で器材の商品知識を習得するために、G社という器材製造販売会社に1年間ぐらい修行に行ったことは覚えている。しかし、申立人が同社での修行後、A社に勤務していたか、同社に研修に行ったかまでは記憶が無い。」と供述していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①における自身の源泉徴収の記録を調査してほしいと主張しているものの、税務署における源泉徴収票の保存期限は、既に経過しているため当該記録を確認することができない。

なお、申立人は、申立期間①について、これまで昭和47年9月1日から49年6月1日までの期間としていたものを、47年9月1日から49年7月1日までの期間に変更して申し立てしているが、A社に勤務していた期間についての記憶が明確でない上、それを裏付ける資料や供述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、i) D社(漢字)が所在していたとする住所地を管轄する法務局に照会したところ、同名の事業所が3事業所確認できたが、商業・法人登記簿謄本によると、いずれの事業所も、申立人が記憶する所在地及び代表取締役とは異なっている上、3事業所のうち、申立事業所と事業内容が合致していた1事業所の元取締役からは、「当社は、H市で営業していたことは無く、ホテルや飲食店に器材を卸す事業を行っていなかった。」との回答があったこと、ii) オンライン記録によると、管轄社会保険事務所(当時)に同社と同一名称の厚生年金保険の適用事業所が3事業所確認できるが、いずれの事業所も、申立人が記憶している所在地及び事業主名と符合しない

こと、iii) 申立人は同僚5人の名前を挙げているが、このうち4人は本人が特定できず、残り一人は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができなかったこと、iv) 雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、同社に係る雇用保険の加入記録が無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の再申立てについては、i) 申立人は申立期間②において当該事業所に勤務していたこと等を証言してくれる者として、前記1で挙げた友人の名前を挙げているところ、当該友人は当初の申立て時において照会を行った者であったが、再度、照会したところ、「私はD社という会社名を聞いたことも無く、申立人が同社に勤務していたという記憶も無い。」と供述していること、ii) 申立人は当該事業所に入社した経緯は、大学卒業後に勤務した事業所の当時の同僚から紹介されて入社したと主張しているものの、当該同僚は所在が不明であることから、供述を得ることができないこと、iii) 申立人は、「当該事業所は、ホテル及び会館と取引があった。」と述べていることから、両事業所に照会したところ、いずれの事業所も「D社という器材販売会社を聞いたことが無い上、取引実績も無いので、同社については分からない。」と回答していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間②の事業所名を「D社(漢字)」でなく、「D社(平仮名)」であったと主張していることから、改めて、申立人が記憶する同社の住所地を管轄する法務局に照会したものの、同名の事業所は該当が無い上、適用事業所検索システムにより、申立期間②当時、F県において、D社(漢字)及びD社(カタカナ)と同一名称である厚生年金保険の適用事業所は8つ確認できたものの、いずれの事業所も申立人が記憶している所在地及び事業主名とは異なっていることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、新たに同僚3人の名前を挙げているものの、当該同僚の姓のみしか記憶していないため、本人が特定できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、今回の申立人の主張については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 21 日から 21 年 5 月 1 日まで
申立期間は、A社で嘱託職員として勤務していたが、当時の報酬月額に比べ、年金記録の標準報酬月額が低額となっている。
申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち平成 9 年 4 月から 11 年 12 月までの期間について、事業主から提出された源泉徴収票によると、申立人は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていたことは確認できるものの、当該源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

また、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び同決定通知書により確認できる標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、B厚生年金基金から提出された申立人に係る「加入員適用記録」により確認できる標準報酬月額についても、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち平成 12 年 1 月から 21 年 4 月までの期間について、

申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額である期間が確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

加えて、当該事業所に係るオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が遡って訂正されている等、不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
④ 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 10 月 1 日まで
⑤ 平成 4 年 10 月 1 日から 9 年 12 月 16 日まで

申立期間①から⑤まではA社B営業所で勤務したが、年金記録を確認したところ、毎年、定期昇給及びベースアップがあったにもかかわらず、各申立期間の標準報酬月額は増額していない。また、申立期間⑤のうち平成6年4月1日には標準報酬月額が大幅に減額されている。

申立期間①から⑤までについて、給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑤までの標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社は、「当時の賃金台帳等の資料は保存年限の経過により保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間①から⑤までに係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

2 申立期間①、②、③、④及び申立期間⑤のうち平成4年10月1日から6年4月1日までの期間について、A社では、「当時、定期昇給及びベースアップにより毎年給与支給額は増額していたと推定されるが、具体的に確認できる資料は無く、毎年標準報酬月額が改定されるほどの増額であったかどうかは不明である。当社の規定によると、定期昇給とは、能力給、職能給及び本人給の増額であり、本人給については、満47歳以上の者については同額となっている。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立人が名前を挙げた同僚4人、及び申立人がA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した前後の期間に、同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚49人の計53人について、当該期間に係る標準報酬月額を確認したところ、ほぼ全員が、申立人と同様に、一度改定された標準報酬月額は2年間改定されることなく同額で推移しており、申立人の標準報酬月額の記録のみが不自然な記録となっているような事情はうかがえない。

さらに、前述の53人のうち、生存及び所在が確認できた同僚24人に照会し、19人から回答を得られたところ、そのうち15人は、「定期昇給及びベースアップは毎年あったと思うが、その金額については分からない。また、会社からは、厚生年金保険料を適正に控除されていたと思う。」と供述している上、19人のうち3人から提出された賃金明細書を確認したところ、同明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

- 3 申立期間⑤のうち平成6年4月1日から9年12月16日までの期間について、A社は、「当社の規定によると、満55歳に達した者については、定期昇給の対象外となっている。また、昭和61年7月から実施した定年延長に伴い、賃金の取扱いについては、満56歳の統一退職日（満56歳到達後の6月15日又は12月15日）の翌月から基本給（能力給、職能給及び本人給の合計額）の調整が行われ、申立人の場合は、満56歳到達後の平成5年12月15日現在の基本給に基づき、6年1月から賃金が減額されたことにより、同年4月に随時改定が行われ標準報酬月額が低くなったと考えられる。」と回答している。

また、上記2で回答を得られた同僚19人のうち12人は、「満56歳に到達すると、定年延長制度に伴い賃金が調整され、以前より低い賃金となった。」と供述しており、そのうち一人から提出された、満56歳到達時の「賃金決定通知書」によると、当該同僚の賃金はそれ以前の賃金と比較して減額されていることが確認できる。

さらに、前述53人のオンライン記録によると、当該期間及びその前後の期間において満56歳に到達した者が17人おり、このうち標準報酬月額が最高等級であった者を除く9人について標準報酬月額を確認したところ、そのうち7人が、当該到達日以降に標準報酬月額が減額改定されていることが確認できる。

- 4 申立期間①から⑤までについて、B健康保険組合から提出された平成2年10月以降の申立人に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の標準報酬月額の記録もオンライン記録と一致しており、当該オンライン記録において遡及して訂正されているなどの不

自然な処理が行われた形跡は無い。

このほか、申立期間①から⑤までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、全ての申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。